

# 札幌市公共施設予約情報システム利用約款

## (約款の適用)

第1条 札幌市公共施設予約情報システム※(以下「システム」という。)は、札幌市のスポーツ施設、学校開放施設及びコミュニティ施設の空き状況の確認や利用申請ができるシステムです。システムの利用者はこの約款に従ってご利用いただく必要があります。

※当システムは、株式会社 HARP の提供する「HARP 施設予約サービス」を使用しています。

## (利用者登録)

第2条 システムにおいて、本約款を承認のうえ所定の利用者登録申請の手続きをされ、札幌市が適当と認めた方を利用登録者(以下「登録者」という。)とします。

2 登録者の区分は、個人登録者及び団体登録者とします。

(1) 個人登録者は学校開放(スポーツ利用)以外の施設を利用する方を対象とし、高校生以上の方が登録できます。

(2) 団体登録者は成人の方を含む複数のメンバーで構成される団体の代表者(成人)の方が登録できます。ただし、学校開放(スポーツ利用)を利用できる団体は、10名以上のメンバーで構成される団体とします。

## (個人情報の取り扱い)

第3条 登録者から提供された個人情報は、札幌市個人情報保護条例等に基づき取り扱います。

## (利用者登録カードの発行と取り扱い)

第4条 札幌市は、登録者に利用者登録番号(以下「登録者番号」という。)を印字した、利用者登録カード(以下「カード」という。)を発行します。

2 カードは、システムに利用者登録された方しか使用できません。

3 登録者は、カードを善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければなりません。

4 登録者は、他人にカードを譲渡、貸与することができません。

5 カードの使用、管理に際して登録者が前3項に違反した場合において、その違反によりカードが不正に利用されたときは、登録者が使用料等の支払いの責を負うものとします。

6 利用者登録申請の内容に不備があった場合、カードを発行できない場合があります。

## (登録日と登録の有効期限)

第5条 利用者登録申請され、札幌市が登録者と認めた日を登録日とします。

2 有効期間は登録日から1年間です。有効期限の1ヵ月前から有効期限までに更新手続きを行うことにより、更新ができます。更新した場合、カードはそのまま利用することができます。

更新せずに有効期限が過ぎた場合は、利用者登録は効力を失う場合があります。

## (利用者登録番号)

第6条 システムでは、登録者全員に異なる登録者番号を設定します。

2 札幌市は、カードに印字された登録者番号を、所定の方法により登録します。

## (パスワード)

第7条 札幌市は登録者の届出のあったパスワードを所定の方法により登録します。

2 登録者は、パスワードを他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

3 利用申請の際に入力された登録者番号及びパスワードが、登録された登録者番号及びパスワードと一致することを確認してシステムが使用された場合、パスワードにつき盗用その他事故があっても、登録者が施設の使用料等の支払いの責を負うものとします。

## (施設の利用申請等)

第8条 システムにおいて、登録者はインターネット(携帯電話を含む)及び電話を使って登録者番号、パスワードを入力することにより次のサービスを受けることができます。

(1) 抽選申込み

(2) 抽選結果の確認

(3) 当選分の利用申請※

(4) 空き施設の利用申請※

(5) 当選結果のお知らせ(メールでの通知はメールアドレスを登録された方のみ)

(6) 過去の利用履歴の閲覧

※コミュニティ施設の場合は、利用申請の予約になります。

2 前項の手続きは所定の期間に行う必要があります。

3 前1項の(1)及び(4)の手続きは、所定の回数制限に従うものとします。

## (施設利用の遵守)

第9条 施設の利用にあたっては、当該施設に定められた関係条例、規則その他の定めに従い、定められた目的以外に使用してはいけません。

## (施設の使用料等の支払い)

第10条 システムで利用申請した施設の使用料等は、使用する施設の窓口もしくは所定の窓口及び手続きにて支払うものとします。なお、支払い方法は、利用を確定したときに、システム上で選択をします。

2 前項の手続きにより施設の使用料等が所定の期日までに支払われなかった場合、施設の利用ができないことがあります。

## (領収書等の発行)

第11条 前条第1項により施設の使用料等が支払われた場合、施設領収書または納入通知書兼領収書及び利用明細書を発行します。

## (施設使用料等の還付)

第12条 登録者は、雨天等で利用申請した屋外施設が利用できなかった場合や、天災等止むを得ない事情により利用申請した施設を利用できなかった場合、当該施設の窓口へ還付申請書を提出することにより、支払われている施設の使用料等の還付を受けることができます。ただし、所定の期日を過ぎた場合もしくは登録者の都合による場合は、還付を受けることはできません。

## (カードの紛失、盗難)

第13条 登録者は、カードの紛失、盗難にあった場合、直ちに札幌市公共施設予約カード発行センター(以下「カード発行センター」という。)へ届け出てください。

2 前項の届出までに他人にカードを使用された場合、その施設の使用料等は登録者が支払いの責を負うものとします。

## (カードの再発行)

第14条 カードの破損等により再発行が必要な場合、登録者はカード発行センターへ所定の届出を行うものとします。

## (利用の一時停止)

第15条 登録者が施設の使用料等を滞納している場合、登録者が本約款に違反した場合、その他必要な場合には、第8条のサービス利用を一時的に停止することができるものとします。

## (届出事項の変更)

第16条 登録者は、氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合、遅滞なくシステム画面または所定の届出用紙によりカード発行センターに届け出るものとします。

2 前項の届出がないために、札幌市、施設の指定管理者、札幌市が学校開放事業を委託する団体及び札幌市が施設の管理運営を委託または許可する団体からの通知または送付書類その他のものが延着し、もしくは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに登録者に到着したものとみなします。

## (登録の取り消し)

第17条 登録者が次のいずれかに該当した場合には、登録を取り消すことがあります。取り消された場合には、登録者はカードを直ちに返還するとともに、債務の全額を支払わなければなりません。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 本約款のいずれかに違反した場合

(3) 施設の使用料等の支払いを怠った場合

(4) 登録者が所定の登録者情報削除の手続きを行った場合

(5) 住所変更の届けを怠るなど、登録者の責に帰すべき事由により登録者の所在が不明と判明した場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、札幌市が登録者として不適格と認める事由が判明した場合

## (登録者の字体)

第18条 申し込みされた登録申請書の記入字体が、システムにおいて処理困難である場合には、類似する標準字体で登録するものとします。

2 前項により標準字体で登録した場合には、システムで表示する字体、並びに郵便物等の字体は標準字体となります。

## (システム運用の停止)

第19条 システムは、良好な運用を維持するために、運用を一時停止し、保守点検を行うことがあります。

## (約款の変更、承認)

第20条 本約款の変更については、札幌市から変更事項もしくは新約款を通知または送付した後に、登録者が利用申請をしたときは、変更事項または新約款を承認したものとみなします。